

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和6年9月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) 安彦染工場	福島県福島市	R5. 10. 10	労働安全衛生法第45条 労働安全衛生規則第141条	動力により駆動される遠心機械について、1年以内ごとに1回、定期的に自主検査を行わなかったこと	R5. 10. 10送検
(有) 但野重機	福島県南相馬市	R5. 10. 18	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2	移動式クレーンを用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R5. 10. 18送検
(有) 鈴木電設	福島県西白河郡西郷村	R5. 10. 18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R5. 10. 18送検
(有) わたなべ	福島県石川郡浅川町	R6. 2. 1	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第130条	木材加工用機械作業主任者として木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮する職務を行わせなかったもの。	R6. 2. 1送検
(株) 我妻組	山形県米沢市	R6. 2. 19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第384条	ずい道支保工等の適切な安全対策を取らずに作業構内の掘削作業に従事させたもの。	R6. 2. 19送検
(株) 三島建材	福島県いわき市	R6. 3. 13	労働安全衛生法第20条	危険な箇所に覆いを設ける等、運転中の機械から生じる危険を防止するために必要な措置を講じることなく作業を行わせたもの。	R6. 3. 13送検
(株) ヨコハマ・モーターセールス	福島県石川郡石川町	R6. 5. 7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2m以上の作業床の端に、手すり等労働者の墜落を防止する設備を設けなかったもの。	R6. 5. 7送検
(株) Glow Line	福島県郡山市	R6. 5. 10	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出せず、提出した同報告書についても内容を偽っていたもの。	R6. 5. 10送検
(有) マルサ佐藤建設	福島県田村市	R6. 5. 17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条	高さ6m以上の天窓の位置まで昇降するに当たり、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなかったもの。	R6. 5. 17送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
株式会社YAMATO	福島県いわき市	R6. 7. 18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6. 7. 18送検
有限会社福相建設	福島県相馬郡飯館村	R6. 7. 19	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第639条	移動式クレーンを用いて作業を行う際、合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知しなかったもの	R6. 7. 19送検
株式会社本多組	福島県二本松市	R6. 7. 19	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2	移動式クレーンを用いて作業を行う際、あらかじめ作業方法を定めていなかったもの	R6. 7. 19送検
株式会社ソウシン	宮城県仙台市	R6. 8. 9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	棚足場の開口部に、手すり及び中棧を設ける等の墜落防止措置を講じなかったもの	R6. 8. 9送検